

登別市議会議員旧姓使用取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、登別市議会議員（以下「議員」という。）が、婚姻、養子縁組その他の事由により戸籍上の氏を改めた後も、議員活動において変更前の戸籍上の氏（以下「旧姓」という。）を使用する場合の手続き等に関し必要な事項を定めるものとする。

(承認)

第2条 議員は、議長の承認を受けたときは、次に掲げる事項を除き、旧姓を使用することができるものとする。

- (1) 履歴に関する届出書類
- (2) 議員証明書
- (3) 辞職願
- (4) 報酬・費用弁償・その他支給に関する書類
- (5) 源泉徴収票の名義
- (6) 叙位・叙勲の申請
- (7) 在職証明書等各種証明書
- (8) 全国市議会議員互助会に関する各種届出書類
- (9) その他旧姓の使用によって実務上の混乱が生じるおそれがあると議長が判断するもの

(承認の申請)

第3条 議員は、前条の旧姓の使用の承認を受けようとするときは、旧姓使用承認申請書（様式第1号）を議長に提出しなければならない。

(承認の通知)

第4条 議長は、旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書（様式第2号）により、当該議員に通知するものとする。

(中止届)

第5条 議員が、その使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届（様式第3号）を議長に提出しなければならない。

(責務)

第6条 旧姓を使用する議員は、旧姓を使用するに当たって、議員活動及びその関連する事務処理に混乱や誤解を生じさせないように努めなければならない。

附 則（令和元年登別市議会告示第1号）

この要綱は、令和元年8月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

旧姓使用承認申請書

年 月 日

登別市議会議員 様

議員氏名 ⑩

登別市議会議員旧姓使用取扱要綱第3条に基づき、次のとおり旧姓を使用したいので、申請します。

記

1 使用する旧姓

2 改姓した年月日

様式第2号（第4条関係）

旧姓使用承認通知書

年 月 日

登別市議会
議員

様

登別市議会議長

印

年 月 日付で申請のありました旧姓の使用について登別市議会議員旧姓使用取扱要綱第4条により、次のとおり承認したので通知します。

記

1 使用する旧姓

2 使用開始年月日

年 月 日

様式第3号（第5条関係）

旧姓使用中止届

年 月 日

登別市議会議長 様

議員氏名 ⑩

登別市議会議員旧姓使用取扱要綱第5条により、次のとおり旧姓の使用を中止したいので、届け出します。

記

- 1 使用を中止する旧姓